



赤い羽根共同募金にご協力ください

赤い羽根共同募金運動は昭和22年から始まり今年で71回を迎えました。地域福祉の活動を支援する仕組みとして有効に使われています。

集まった募金の約90%は、市内の障害者児・高齢者への福祉サービスや慰問金などに使われ、残りの約10%は県内の社会福祉施設設備の改善や、団体が行う福祉事業などに使われます。

今年も10月1日から赤い羽根共同募金運動が始まります。連絡委員や民生委員の皆さんがお願いに伺います。

たくさんの人々のやさしさが共同募金を支えています。ご協力をお願いします。

運動期間 10月1日(日)～12月31日(日)

問合せ 社会福祉協議会内市共同募金委員会

☎(46)3702

共同募金優秀作品展

市内の小中学生から募集したポスターや書の優秀作品を展示します。

とき 10月1日(日)～31日(火)

ところ へきなん福祉センターあいくる

問合せ 社会福祉協議会 ☎(46)3702

企業の退職金準備は中退共・特退金で掛け金の一部を補助します

市では、中小企業の従業員の福祉増進および雇用の安定のために、以下の共済制度に新規に加入した事業所に対し、当初の1年間の掛け金の10%（中退共）、20%（特退金）を補助しています。契約日から12か月経過した月の属する年度末までに申請してください。

特色

- ・ 独自に退職金制度を持つことが困難な中小企業でも、大企業並みの退職金を支払うことができます
- ・ 毎月定額の掛け金で、将来支払うべき退職金を計画的に準備できます
- ・ 掛け金は税法上損金または必要経費として全額非課税となります
- ・ 従業員の確保と定着化を図り、企業経営の発展に役立ちます

制度	問合せ
中小企業退職金共済制度	勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 名古屋相談コーナー ☎052(856)8151
特定退職金共済制度	商工会議所 ☎(41)1100

問合せ 商工課企業応援係

障害のある人の権利を守りましょう

「障害者虐待防止法」をご存知ですか

障害者虐待防止法とは、虐待によって障害者の権利などがおびやかされることを防ぐ法律です。障害者虐待を受けたと思われる障害者を見た人は、速やかに市や県に通報しなければならないという義務を定めています。

障害者虐待は、虐待する側の家族などにも支援が必要な場合があります。問題が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげていくことが大切です。「気になる」「ちょっと心配」と感じたら、市障害者虐待防止センターにご連絡ください。通報や届出をした人の情報は守ります。また、支援に関する相談も受け付けています。

障害者の虐待をなくすために、皆さんのご協力をお願いします。

障害者虐待防止法の対象

身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）やそのほか心身の障害により日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人です。

障害者虐待の種類

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

- ・ 養護者（家族や親族）による虐待
- ・ 障害者福祉施設従事者などによる虐待
- ・ 使用者（障害者を雇っている事業主など）による虐待

これらは虐待です

【身体的虐待】

暴行を加えたり、正当な理由なく身体を拘束すること

【放棄・放任】

食事や入浴、排せつなどの世話をしないこと

【心理的虐待】

著しい暴言、拒絶的な対応、差別的な言動など

【性的虐待】

わいせつな行為をしたり、させることなど

【経済的虐待】

本人の同意なしに年金や賃金を使うことなど

連絡先

市障害者虐待防止センター **平日**（8時30分～17時15分）☎(41)3377、FAX(48)2940

社会福祉協議会 **休日・夜間**（17時15分～8時30分）☎090(3833)4701